

広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成19年3月28日

条例第19号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 実施機関における個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い（第4条—第8条の2）

第2節 開示（第9条—第21条）

第3節 訂正（第22条—第28条）

第4節 利用停止（第29条—第33条の2）

第5節 審査請求等（第33条の3—第37条）

第3章 雑則（第38条—第41条）

第4章 罰則（第42条—第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、広域連合の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、後期高齢者医療の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 特定個人情報 個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

- (5) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。
- (6) 本人 個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2章 実施機関における個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の登録）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を前項の登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、登録簿に登録することができないやむを得ない理由がある場合、実施機関は、当該理由がなくなった後に登録することができる。

- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したとき

は、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

- 5 前各項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
 - (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事項を記録する個人情報取扱事務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合条例第20号）に基づき設置する広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で実施機関が別に定める個人情報取扱事務
(収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて収集するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、事務の執行上必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めて収集するとき。
- 3 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づいて収集するとき。
 - (2) 本人の同意に基づいて収集するとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
 - (5) 所在不明、心身の故障等の理由により、本人から収集することができないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

4 実施機関は、前項本文の場合において、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第13条第2項及び第44条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない必要があるとき。

(2) 個人情報を取り扱う事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 個人情報を取り扱う事務の目的を本人に明示することにより、広域連合の機関又は国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて個人情報を取り扱う事務の目的が明らかであると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない必要があると認められる場合において、利用し、又は提供するとき。

(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。

(6) 同一実施機関が利用する場合又は広域連合の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合で、相当な理由があると認めてそれぞれの事務の目的に必要な範囲内において、利用し、又

は提供するとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、相当な理由があることを実施機関が認めて利用し、又は提供するとき。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、保有個人情報を利用し、又は提供することによって、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害してはならない。
- 3 実施機関は、第1項第3号から第7号までの規定に基づき、当該実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう求めなければならない。
- 4 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切であると認められる場合において、通信回線による電子計算組織の結合により保有個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、提供に係る保有個人情報について、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

第6条の2 実施機関は、保有特定個人情報について、利用目的以外の目的のための利用をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用目的以外の目的のための利用をすることができる。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定による利用目的以外の目的のための利用について準用する。

(適正管理)

第7条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料の保存を目的とする施設において当該目的のために保存されることとなる保有個人情報については、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第8条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、委託に伴って取り扱うこととなる個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたものは、委託に伴って取り扱うこととなる個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人番号利用事務等の適用除外)

第8条の2 個人番号利用事務(番号利用法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。)及び個人番号関係事務(番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。)の全部又は一部の委託については、前条の規定は、適用しない。

第2節 開示

(開示請求権)

第9条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の方法)

第10条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。ただし、当該開示請求書を提出することが困難であると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報の開示請求については、前項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

3 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が開示請求に係る保有

個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類として実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

- 4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）並びに開示の日時及び場所を、速やかに書面により通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- (1) 当該利用目的を開示請求者に通知することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 当該利用目的を開示請求者に通知することにより、広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 開示決定の内容が開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨であつて、当該開示請求があつた日に開示するときは、前項の規定にかかわらず、開示請求者に対し、口頭により通知することができる。
 - 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第17条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
 - 4 実施機関は、第1項及び前項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面においてその理由を示さなければならない。
 - 5 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報が第14条各号に掲げる情報に該当しないこととなることにより、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができる期日を明らかにすることができるときは、その旨及び開示することができる期日を前項の書面に付記するものとする。
 - 6 第10条第2項の開示請求については、前3項の規定は適用しない。

(開示決定等の期限)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求があった日から15日以内に、前条第1項又は第3項の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第10条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

4 実施機関は、震災、風水害等の発生その他やむを得ない理由により、開示請求に係る保有個人情報について、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うこと及び開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間を相当の期間延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 第10条第2項の開示請求については、前各項の規定は適用しない。

(開示の実施方法)

第13条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し、当該決定に係る保有個人情報の開示をしなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の開示をすることにより、当該保有個人情報が記録されている行政文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の閲覧に代えて、当該行政文書を複写したものにより、これを行うことができる。
- 4 実施機関は、第10条第2項の開示請求があったときは、前2項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により直ちに開示するものとする。
- 5 第10条第3項の規定は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者（第9条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第19条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律

第261号) 第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 開示することにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 広域連合の機関並びに国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討，協議，調査研究等に関する情報であって，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 広域連合の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査，検査，取締り，許可，認可，徴税又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約，入札，交渉，渉外又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立

行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
カ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若
しくは将来の同種の事務の目的の達成ができなくなり、又はこれらの事務
の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ

(8) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報とそれ以外の保有個人情報とがある場合において、不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(事案の移送)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機

関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る保有個人情報について開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る保有個人情報に広域連合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第35条及び第36条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第14条第3号イ、同条第4号ただし書又は同条第8号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることとされた第三者が不在である等の理由により、第12条第1項に規定する期間内に当該第三者に対し意見書の提出の機会を与えることを通知することができないと認められるときは、同項に規定する期間を相当の期間延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(他の制度等との調整)

第20条 実施機関は、法令等（広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例を除く。第3項、第22条第1項第2号及び第29条第1項ただし書において同じ。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（第13条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。））には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 保有特定個人情報については、法令等に保有個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする。

3 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第13条第2項の閲覧とみなして、第1項の規定を適用する。

(費用負担)

第21条 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。

第3節 訂正

(訂正請求権)

第22条 何人も、自己に関する保有個人情報（次に掲げるものに限る。）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示請求に係る保有個人情報であつて、法令等の規定により開示を受けた

もの

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の方法）

第23条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。ただし、当該訂正請求書を提出することが困難であると実施機関が認めるときは、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 訂正請求をしようとする保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（訂正請求に対する措置）

第24条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第25条 実施機関は、訂正請求があつたときは、訂正請求があつた日から30日以内に、前条第1項又は第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第23条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行うれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等を行う期限

(保有個人情報の訂正義務)

第26条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(事案の移送)

第27条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第18条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第24条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(保有個人情報の提供先等への通知)

第28条 実施機関は、保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 利用停止

(利用停止請求権)

第29条 何人も、自己に関する保有個人情報（第22条第1項各号に掲げるものに限る。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第5条第2項若しくは第3項の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第6条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第6条第1項及び第2項又は番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
 - (3) 番号利用法第20条の規定に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、又は保管したとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
 - (4) 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに特定個人情報である自己情報を記録したとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の方法)

第30条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。ただし、当該利用停止請求書を提出することが困難であると実施機関が認めるときは、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 利用停止請求をしようとする保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 利用停止請求をしようとする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人

であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求に対する措置）

第31条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第32条 実施機関は、利用停止請求があつたときは、利用停止請求があつた日から30日以内に、前条第1項又は第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に利用停止決定等をする事ができないときは、利用停止請求があつた日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

（保有個人情報の利用停止義務）

第33条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすること

により，当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上，当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは，この限りでない。

（情報提供等記録の適用除外）

第33条の2 情報提供等記録については，第2章第4節の規定は，適用しない。

第5節 審査請求等

（審理員に関する規定の適用除外）

第33条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は，適用しない。

（審査会への諮問等）

第34条 開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為について審査請求があったときは，当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，速やかに審査会に諮問するものとする。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり，却下する場合

(2) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は，行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第35条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は，次に掲げる者に対し，諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

(2) 開示請求者，訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第36条 第19条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（苦情の処理）

第37条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

2 実施機関は、前項の苦情を処理する場合において必要と認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

第3章 雑則

（適用除外）

第38条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 広域連合の施設において、一般に利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報

（開示請求等をしようとする者に対する措置）

第39条 実施機関は、開示請求等をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

（運用状況の公表）

第40条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第42条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第8条第2項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第43条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第44条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画若しくは写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月18日条例第26号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年2月3日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月2日条例第2号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第2条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条第1項の改正規定、同条例第6条の次に1条を加える改正規定及び同条例第8条の次に1条を加える改正規定 番号利用法附則第1条第4号に規定する規定の施行の日
- (3) 第2条の規定 番号利用法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日

附 則（平成28年2月16日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にされた改正前の広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第34条第1項に規定する不服申立てについては、なお従前の例による。